

元気な集落づくり応援団「関係人口」創出事業実施要領

1 目的

急速な人口減少と高齢化を背景に、過疎地域等における集落では、共同作業等（草刈り、水路掃除、伝統行事等をいう。以下同じ。）の担い手が減少し、継続が難しくなりつつある。集落の衰退による公益的機能の低下は、都市部を含む県土全体の課題であるとの認識のもと、県、市町、愛媛県過疎地域自立促進協議会が連携し、集落外住民の集落ボランティア活動を推進することで、集落の維持と関係人口づくりを図ることを目的とする。

2 応援団

- (1) 本事業の主体は、企業、NPO、大学、ボランティアグループ等複数の者で構成されるもののうち、前項の目的に沿って応援（集落の共同作業等を対象とする人的支援のうち、ボランティア活動として成立し、かつ危険を伴わないものをいう。以下同じ。）を行うものとする。
- (2) 応援を行おうとするものは、元気な集落づくり応援団登録申請書（様式1）（以下「登録申請書」という。）を県（本庁地域政策課又はその委託を受けた者をいう。以下同じ。）に提出する。
- (3) 県から元気な集落づくり応援団登録証（様式2）（以下「登録証」という。）を交付されたもの（以下「応援団」という。）は、県からの応援要請に可能な範囲で応じ、応援期間の初日の3日前までに、応援団活動参加者名簿（様式3）を県に提出する。
- (4) 応援団は、共同作業等が安全で円滑に運営されるよう応援を行うとともに、応援の機会を契機に、応援対象の集落との継続的な交流に努めるものとする。
- (5) 応援団は、登録申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに県に連絡し、変更後の登録申請書を提出する。また、応援団の登録を解除しようとする場合には、県に登録証を返還する。

3 対象集落

- (1) 本事業の対象は、次のいずれかに該当する集落で共同作業等が行われる場合において、県又は市町が応援を行うべき集落として認めるもの（当該集落が属する地域を含む。以下「対象集落」という。）とする。
 - ア 65歳以上の者がおおむね半数以上の集落
 - イ 人口がおおむね100人未満の集落
 - ウ ア及びイのほか、第1項の目的に沿うものとして県又は市町が特に必要と認める集落
- (2) 集落代表者又は地域運営組織代表者（当該共同作業等の運営責任者を含む。以下「集落代表者等」という。）は、共同作業等を行うことが困難な場合、県又は市町に対して、応援が行われるよう申し出を行い、また、応援希望期間の初日のおおむね60日前までに、元気な集落づくり応援団派遣申請書（様式4）（以下「派遣申請書」という。）を提出する。

- (3) 集落代表者等は、県又は市町から応援に関する確認又は調整の依頼があったときは、適切に対応するほか、派遣申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の派遣申請書を県又は市町に提出する。
- (4) 対象集落の共同作業等の従事者（集落代表者等を含む。以下同じ。）は、共同作業等の安全で円滑な運営に努めるとともに、応援の機会を契機に、応援団との継続的な交流に努めるものとする。

4 市町

- (1) 市町は、集落代表者等から応援が行われるよう申し出があったときは、対象集落に該当するかどうかを判断するほか、派遣申請書の内容を確認し、県へ送付する。
- (2) 市町は、県から提供される応援団の情報を集落代表者等に知らせるほか、応援団、集落代表者等、県との間の応援準備に必要な情報の共有を図るものとする。また、変更後の派遣申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、県へ送付する。
- (3) 市町は、共同作業等が安全で円滑に運営されるよう、対象集落の共同作業等の準備に関し必要な支援を行うほか、応援が行われる実地に立会い、安全管理に関する必要な助言その他の援助に努める。また、応援の機会を契機に、応援団と対象集落との交流の継続に向けた支援に努める。

5 県

- (1) 県は、応援を行おうとするものから登録申請書の提出を受けたときは、これを審査し、応援を行うものに登録証を交付するとともに、元気な集落づくり応援団登録名簿（様式5）（以下「登録名簿」という。）を作成し、市町及び地方局（支局を含む。以下同じ。）に送付する。なお、その際、応援団所在地管内の地方局に登録申請書の写しを併せて送付する。
- (2) 県は、応援団から変更後の登録申請書の提出又は登録証の返還を受けたときは、その内容を確認し、変更後の登録名簿を市町及び地方局に送付する。このうち、登録申請書の変更については、応援団所在地管内の地方局に変更後の登録申請書の写しを併せて送付する。
- (3) 県は、集落代表者等又は市町から派遣申請書の提出を受けたときは、これを審査し、市町又は対象集落管内の地方局へ写しを送付するとともに、原則として、すべての応援団に対し応援を打診する。
- (4) 県は、打診に応じた応援団の中から、登録申請書の内容等を総合的に勘案して、第1項の目的の達成に資することが見込まれる応援団に応援を要請し、応援団の承諾を受けたときは、集落代表者等又は市町にその情報を提供するとともに、併せて対象集落管内の地方局にも共有する。
- (5) 県は、集落代表者等又は市町から変更後の派遣申請書の提出を受けたときは、これを審査し、対象集落管内の地方局へ変更後の派遣申請書の写しを送付する。
- (6) 県は、毎年度当初において、ボランティア活動中に生じた事故による法律上の損害賠償及び身体に被る傷害を対象とする保険に加入する。
- (7) 県は、ウェブサイト等を利用する方法により、本事業の周知及び広報を図る。

(8) 地方局は、管内の市町、集落、応援団に対し、本事業の活用に関する助言、相談、情報の提供その他の援助を行う。

6 愛媛県過疎地域自立促進協議会

愛媛県過疎地域自立促進協議会（以下「協議会」という。）は、会員市町の本事業への取組を促進する。

7 個人による応援

第2項から第5項までの規定にかかわらず、個人で応援を行おうとする者は、県の募集に応じ選定された場合に応援することができる。この場合において、手続に関する事項は別に定める。

8 県、市町、協議会における応援団の結成

(1) 県、地方局及び協議会においては、毎年度、別表に定める応援団を結成し、元気な集落づくり応援団名簿（様式6）（以下「応援団名簿」という。）を作成の上、県に提出するものとする。

(2) 市町においては、毎年度、別表に定める応援団を結成することができる。応援団を結成したときは、応援団名簿を作成し県に提出する。

9 安全管理措置

すべての者は、本事業の安全管理に必要なかつ適切なものとして、別記に基づく措置を講じるよう努めるものとする。

10 その他

前項までの規定のほか、本事業に関し必要な事項は、愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課長が定める。

（附則）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年2月6日から施行する。

この要領は、平成24年7月31日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。